

第4回 石垣市自治基本条例審議会

【添付資料①～②】

第3回石垣市自治基本条例審議会のまとめ

資料①

令和3年2月1日(月)14:00~16:00
石垣市水道部2F会議室

NO	条項	分野	意見内容
1			市民の定義が広すぎて、それを基に色々とつじつまが合わなくなっている。
2			根本的に見直す必要がある。
3	第2条	用語の定義	住民票を要件とせず、新しい働き方、住まい方を考慮すべき。(多拠点居住者を考慮する。)
4			現行の市民の定義だと、反グレ、反社会的勢力も該当する。曖昧な部分の住み分けを明確にする必要がある。
5			市民の定義として、住民基本台帳への登録を要件とした方がよい。
6	第9条 第10条	市議会の責務 議員の責務	同条例で議員の役割や責務について定める必要があるのか。
7	第25条	男女共同参画の推進	LGBTやGID等、多様性を取り込むべき。
8	第27条 第28条	住民投票 住民投票の請求及び発議	住民投票を実施する場合は住民投票条例が必要となる。自治基本条例に住民投票に関する条項を規定する必要があるのか。
9	第42条	条例の位置付け	最高規範という表記はいかがか。
10			国には憲法や法律など、上位法令がある。最高規範という表現は、上位法令の更の上に位置するのか、といった誤った解釈を招く恐れがある。最高規範と謳うことはいかがか。
11			抜本的に見直さないといけないので、一旦効力停止あるいは廃止が必要である。
12	その他	その他	最高規範と位置づけた制定当時の議論の状況を知るうえでも議事録が重要になると考えるが、存在しないという。その議事録はしっかりと作成するべきであった。
13			市民憲章との整合性を取るようにした方がよい。

一. 審議の経過

当審議会は、令和2年9月3日に市長からの諮問を受けて以降、計4回にわたり審議を行った。

第1回（令和2年9月3日）においては、事務局からこれまでの条例の活用状況等についての説明を受けた後、意見交換を行った。

第2回（令和2年11月25日）においては、第1回の開催後に事務局が実施した、市民意見の聴取結果等についての報告を受けた後、引き続き各委員からの意見を基にした議論を行った。なお、当初のスケジュールでは、全3回の議論を予定していたが、市民等の意見を踏まえ、より慎重かつ充実した議論を行う観点から、審議回数を増やし、計4回とすることを了承した。

第3回（令和3年2月1日）においては、第2回までの議論や市民、関係団体等の意見も踏まえ、答申に盛り込むべき内容について意見交換を行った。

最終回となる第4回（令和3年3月18日）においては、これまでの議論や市民・関係団体意見等を踏まえ作成した答申素案を基に議論を行い、本答申を決定したものである。

二. 主な議論の内容

本審議会における議論については、特定の論点に限定せず、条例全体を俯瞰しながら、各委員からの自由な意見を交換する形で実施した。

議論の過程において、各委員や市民、関係団体等からは、条例廃止への反対意見や条例そのものの改廃、各条文の改正要望等、多様な意見があった。

それぞれの意見については、別添のとおりであるので参照されたい。

三. 結論

上述のとおり、審議の過程においては、委員からの意見のみならず、市民、関係団体等から多様な意見が提示されたが、5年ごとの見直しという時間的制約が存在する中で、これらの一つ一つについて本審議会において具体の条例改正案の起草・検討まで行う状況にはないため、下記のとおり本条例における課題等を指摘し、今後の見直しの方向性を提案する形で整理したい。

記

本条例は、このまちを未来へ引き継ぎ、自治を推進していこうという理念を表すものであり、これを本市の特徴や先人への感謝などとともに、前文というかたちで表現している。一方で、憲法を頂点とし構築されている我が国法体系において既に定められ、長年にわたり尊重されてきた国民の諸権利について、不十分な形で規定されているものが多く見受けられる。そもそも本条例については、制定過程においてどのような議論がなされたか、議事録が残されているべきである。

こうしたことに鑑み、原則的には本条例については、同様の理念条例が必要であるならば、我が国の法体系や市民憲章と整合する新たな形の条例として再構築すべきものであると考える。

しかしながら、条例を抜本的に再構築する場合であっても、本条例に基づき制定された各種条例の見直しなど、本市の他の条例体系に影響があることを念頭に、慎重に検討すべきである。

以上を踏まえ、今回の本条例見直しにかかる議論の結果、現条例が抱える問題部分について、以下条文ごとに示すこととする。

○第2条

「市民」の定義が広すぎて適切ではないため、「日本国籍を有し本市の住民基本台帳に登録されている者」等、第5条第1項第2号で市政への参加が認められているのと整合するよう改正すべきである。地方自治法（昭和22年法律第67号）においては、第11条で「日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参加する権利を有する。」と定められており、同法の「住民」の定義にすら当たらない、「市内で働き、学び、若しくは活動する人」が「市政に参加する権利」を有するとする本条例の規定は、地方自治法と明らかに齟齬を来している。

なお、第2条を改正する場合には、地方自治法の趣旨を踏まえた上であれば、必ずしもその「住民」の定義に厳密に従う必要はなく、テレワークや多拠点居住等、現在の社会において行われている多様な居住実態を反映させるような定義についても検討の対象とすべきとする意見もあった。

○第9条及び第10条

市議会及び議員の責務は既に地方自治法等で定められている当たり前の事項であり、あえて屋上屋を重ねる形で規定すべきではなく、削除すべきである。

○第25条

男女だけでなくLGBT等、性的マイノリティの方の社会参画の保障についての記述の追記も検討すべきである。

○第27条及び第28条

市民の権利及び市の責務についての具体的な内容が判然とせず、両条文の整合性にも疑問があるため、抜本的な検討が必要である。

○第42条

「市政運営における」という限定はついているものの、「最高規範」という文言は、本条例が憲法や法律といった上位の法規範の上に来るものとも読め、法体系上整合性が取れないため、改正すべきである。

○追加条文

市民憲章との整合性を取るため、現在条例にない「産業の町」「美しい町」に取り組むための条文を追加すべきである。

以上